

地域の医療提供体制の確保を求める意見書

全国の自治体病院は、都市部からへき地に至るさまざまな地域において、行政機関、医療機関、介護施設等と連携し、地域に必要な医療を公平・公正に提供し、住民の生命と健康を守り、地域の健全な発展に貢献しています。また、救急、小児・周産期及び感染症やがん治療等の高度な医療のみならず、民間病院では採算性確保の上で困難な医療も担い、地域医療の最後の砦としてその役割は益々高まっています。

特に、一昨年から新型コロナウイルス感染症が猛威を振るい、多くの自治体病院が患者受入等の対応に当たっており、医師をはじめとした医療従事者や事務職員は自らの感染リスクを負いながら、献身的に診療に従事しています。

また、これまでは効率的、効果的な医療体制構築に主眼が置かれてきましたが、新型コロナウイルス感染症を契機として、危機に対して柔軟に適応管理できる医療体制に再構築する必要があり、地域の医療提供体制の確保や、医師確保・偏在解消問題など、自治体や病院の取組だけで改善することは困難であり、国家レベルでの実効性ある施策が不可欠であります。

よって、国におかれましては、地域の医療提供体制の確保を図るため、下記事項について特段の措置を講じられるよう強く要望します。

記

- 1 地域の中核病院の経営の安定化と感染症を含めた危機管理及び医療体制の構築に向けて、引き続き適正な財政支援を講じること。
- 2 医師不足・医師偏在解消の実効性を高めることが重要であり、都道府県が策定する医師確保計画について国が適切に支援し、医師偏在対策の実効性、即効性を確保すること。
- 3 電子カルテの標準化推進と導入・維持・更新における財政支援とA Iの導入・活用への財政措置の拡充を図ること。
- 4 地域医療構想については、病床の削減や統廃合ありきではなく、地域の実情を十分に踏まえ適正な見直しを図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年9月30日